

経済安全保障推進法対象工事の記載例

1 特記仕様書等に記載する事項について

○ 経済安全保障推進法にかかる対応について

- 1 本件調達の対象となる設備は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項に定める特定重要設備に該当し、発注者は同項の特定社会基盤事業者になります。そのため、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要があります。落札（候補）者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなるほか、審査の結果、落札候補者は落札者とされない場合があります。
- 2 落札（候補者）決定時点において、本件調達の対象となる設備の構成設備の供給者が決定していない場合には、落札（候補）者は、提出が求められる事項のうち構成設備の供給者に関する事項については、決定した後に提出をすることができます。その場合は、構成設備の供給者が決定次第、遅滞なく当該事項の提出をする必要があります。
- 3 特定社会基盤事業者は、落札・契約後であっても、経済安全保障推進法の審査の結果として、追加的な対応が求められることや導入を「中止すべきこと」等の勧告を受ける場合があります。そのため、落札者は、落札・契約後であっても、特定社会基盤事業者から追加的な対応を求められる可能性があるほか、他に手段がないときは契約解除をされる可能性があります。

2 告示別表に記載する事項について

※特定社会基盤事業者は、経済安全保障推進法の規定に則って、経済安全保障推進法に基づく審査を受ける必要がある。そのため、落札者は、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者に関する事項について提出を求められることとなるほか、審査の結果、他に手段がないときは契約解除をされる場合等がある。